

案（案）

第5節 歯科保健医療対策

1 地域歯科保健医療

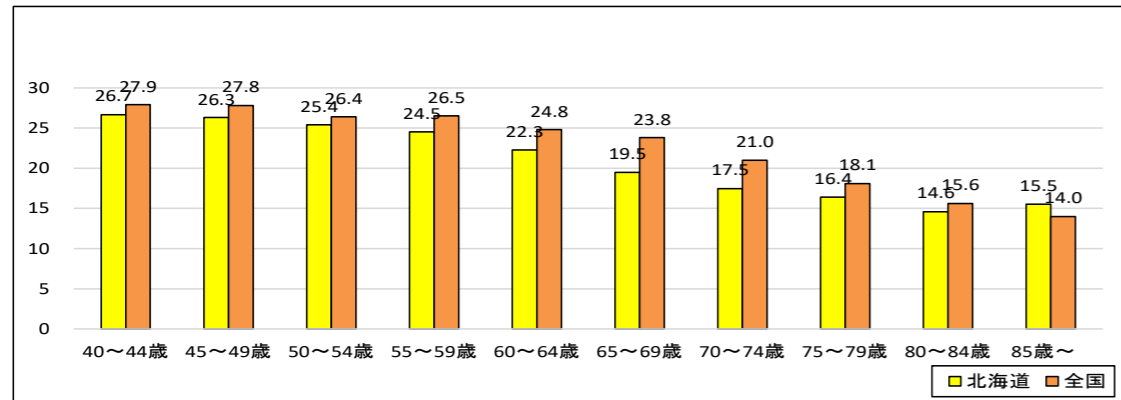
現状

- 北海道における乳幼児及び学齢期の歯・口腔の健康状態について、むし歯は減少傾向にありますが、全国平均に比べ、上回っている状況が続いています。
- 成人の歯・口腔の健康状態について、「8020（ハチマルニイマル）運動」の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合は46.5%と、全国平均の51.6%を下回っている状況にあります。*1

【80歳*における一人平均現在歯数並びに20本以上歯を有する者の割合】

一人平均現在歯数(本)		20本以上歯を有する者の割合(%)	
北海道(令和4年)	全国(令和4年)	北海道(令和4年)	全国(令和4年)
15.9	17.0	46.5	51.6

【各年代における一人平均現在歯数（単位：本）】



* 75～84歳のデータから算出

課題

各ライフステージで歯・口腔の健康状態の改善を図るため、全ての道民が住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。

施策の方向と主な施策

- むし歯予防のため、保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、定期的な歯科健診と適切な保健指導を利用できる機会の確保に努めます。
- 高齢期の歯科保健医療の推進のため、高齢者の口腔機能の維持・向上を推進します。
- 障がい者（児）、要介護者への歯科保健医療の推進のため、障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士の確保と歯科保健医療ネットワークの充実を図ります。
- 北海道歯科医師会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、「8020運動」等の道民の歯・口腔の健康づくりについて普及啓発を行います。

*1 全道値：北海道保健福祉部「道民歯科保健実態調査」（令和4年）、全国値：厚生労働省「歯科疾患実態調査」（令和4年）

現行

第5節 歯科保健医療対策

1 地域歯科保健医療

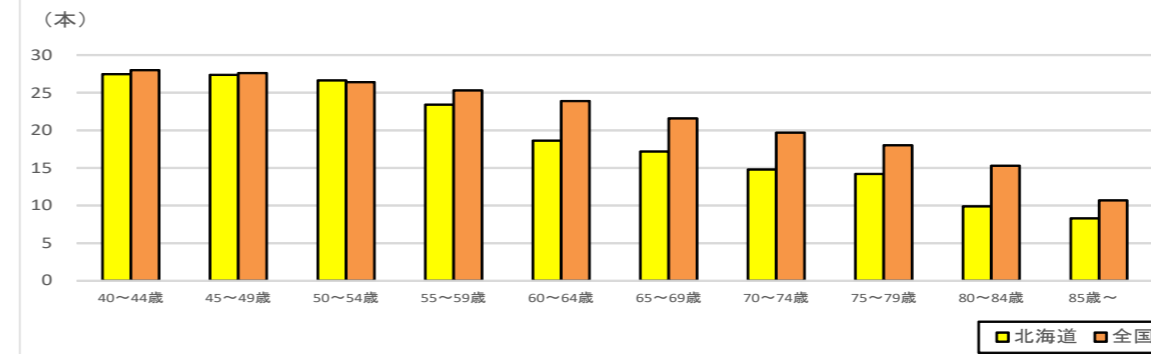
現状

- 北海道における乳幼児及び学齢期の歯・口腔の健康状態について、むし歯は減少傾向にありますが、全国平均に比べ、上回っている状況が続いています。
- 成人の歯・口腔の健康状態について、「8020（ハチマルニイマル）運動」の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合は34.2%と、全国平均の51.2%を大きく下回っている状況にあります。*1

【80歳*における一人平均現在歯数並びに20本以上歯を有する者の割合】

一人平均現在歯数(本)		20本以上歯を有する者の割合(%)	
北海道(平成28年)	全国(平成28年)	北海道(平成28年)	全国(平成28年)
12.4	16.9	34.2	51.2

【1人平均現在歯数】



* 75～84歳のデータから算出

課題

北海道における歯・口腔の健康状態は全国平均には及んでおらず、また、道内の地域格差の是正も求められています。全ての道民が住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。

施策の方向と主な施策

- むし歯予防のため、保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努めます。
- 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する専門的口腔ケア提供体制の整備を推進します。
- 北海道歯科医師会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、「8020運動」等の道民の歯・口腔の健康づくりについて普及啓発を行います。

*1 全道値：北海道保健福祉部「道民歯科保健実態調査」（平成28年）、全国値：厚生労働省「歯科疾患実態調査」（平成28年）

[数値の更新](#)

2 障がい者歯科保健医療

現 状

- 地域において、障がいのある人のかかりつけ歯科医を育成、指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、令和5年4月1日現在で75市町村に232人が指定されています。
- 全身管理を伴う障がい者歯科診療を担う歯科保健センターが、第三次医療圏ごとに整備されています

【歯科保健センター設置状況】

施設名	設置主体	所在地
函館口腔保健センター (函館市総合保健センター内)	函 館 市	函館市五稜郭町23番1号 (TEL:0138-56-8148)
札幌口腔医療センター	札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条西10丁目 (TEL:011-511-7774)
道北口腔保健センター	旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1番52号 (TEL:0166-22-2290)
口腔保健センター (北見赤十字病院内)	日本赤十字社 北 海 道 支 部	北見市北6条東2丁目 (TEL:0157-24-3115)
十勝歯科保健センター	十勝歯科医師会	帯広市東7条南9丁目15-3 (TEL:0155-25-2172)
釧路歯科保健センター (市立釧路総合病院内)	釧 路 市	釧路市春湖台1番12号 (TEL:0154-41-6121)

課 題

障がい者歯科医療協力医制度については、協力医の確保及び質の向上が求められています。

施策の方向と主な施策

北海道歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医及び協力歯科衛生士の資質向上と確保、歯科保健センター等の後方支援体制など歯科保健医療ネットワークの充実を図りながら、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健医療対策を推進します。

2 障がい者歯科保健医療

現 状

- 地域において、障がいのある人のかかりつけ歯科医を育成、指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、平成29年4月1日現在で76市町村に259人が指定されています。
- 全身管理を伴う障がい者歯科診療を担う歯科保健センターが、第三次医療圏ごとに整備されています。

【歯科保健センター設置状況】

施設名	設置主体	所在地
函館口腔保健センター (函館市総合保健センター内)	函 館 市	函館市五稜郭町23番1号 (TEL:0138-56-8148)
札幌口腔医療センター	札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条西10丁目 (TEL:011-511-7774)
道北口腔保健センター	旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1番52号 (TEL:0166-22-2290)
口腔保健センター (北見赤十字病院内)	日本赤十字社 北 海 道 支 部	北見市北6条東2丁目 (TEL:0157-24-3115)
十勝歯科保健センター	十勝歯科医師会	帯広市東7条南9丁目15-3 (TEL:0155-25-2172)
釧路歯科保健センター (市立釧路総合病院内)	釧 路 市	釧路市春湖台1番12号 (TEL:0154-41-6121)

課 題

障がい者歯科医療協力医制度については、協力医の確保及び質の向上が求められています。

施策の方向と主な施策

北海道歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより障がい者歯科医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策を推進します。

3 離島・へき地における歯科保健医療

現 状

- 令和4年10月31日現在、無歯科医地区は63地区あり1万804人が居住しています。
- 離島（羽幌町天売・焼尻）における歯科保健医療の確保のため、昭和56年度から歯科診療班を派遣しています。

課 題

（離島・へき地における歯科保健医療）

離島（羽幌町天売・焼尻）及び一部の無歯科医地区において、歯科保健医療を確保することが求められています。

施策の方向と主な施策

（離島等への歯科診療班の派遣）

歯科医師の確保が困難な離島における歯科保健医療を確保するため、歯科診療班の派遣を実施します。

（無歯科医地区等における歯科保健医療の確保）

歯科医療従事者の確保が困難な地域における歯科保健医療の確保について、地域の実情に応じた検討機会の確保に努めます。

4 高次歯科医療及び休日救急歯科医療

現 状

- 口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院（以下、「病院歯科」という。）は、令和4年10月1日現在で53施設となっています。21の第二次医療圏ごとで見ると、9圏域に病院歯科がない状況となっています。
- 本道の休日救急歯科医療は、日曜、祝祭日、年末年始を中心に、17郡市歯科医師会が実施する在宅当番医制等により確保されています。

課 題

（高次歯科医療）

高度な歯科医療を必要とする患者等への適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科などの高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。

（休日救急歯科医療）

日曜、祝祭日等の休日救急歯科医療の確保が必要となっています。

施策の方向と主な施策

（高次歯科医療の提供体制）

大学病院や北海道歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。

3 離島・へき地における歯科保健医療

現 状

- 平成26年10月31日現在、無歯科医地区は84地区あり1万633人が居住しています。
- 歯科医療を受ける機会に恵まれない離島（羽幌町天売・焼尻）に対し、昭和56年度から歯科診療班を派遣しています。

課 題

（離島・へき地における歯科保健医療）

離島（羽幌町天売・焼尻）及び一部の無歯科医地区において、歯科保健医療を確保することが求められています。

施策の方向と主な施策

（離島等への歯科診療班の派遣）

歯科医師の確保が困難な離島やへき地における歯科保健医療を確保するため、歯科診療班の派遣を実施します。

（過疎地域等特定診療所）

市町村が設置する過疎地域等特定診療所（歯科診療所）の施設・設備の整備を促進します。

4 高次歯科医療及び休日救急歯科医療

現 状

- 口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院（以下、「病院歯科」という。）は、平成29年10月1日現在で54施設となっています。21の第二次医療圏ごとで見ると、9圏域に病院歯科がない状況となっています。
- 本道の休日救急歯科医療は、日曜、祝祭日、年末年始を中心に、17郡市歯科医師会が実施する在宅当番医制等により確保されています。

課 題

（高次歯科医療）

高度な歯科医療を必要とする患者等への適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科などの高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。

（休日救急歯科医療）

日曜、祝祭日等の休日救急歯科医療の確保が必要となっています。

施策の方向と主な施策

（高次歯科医療の提供体制）

大学病院や北海道歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。

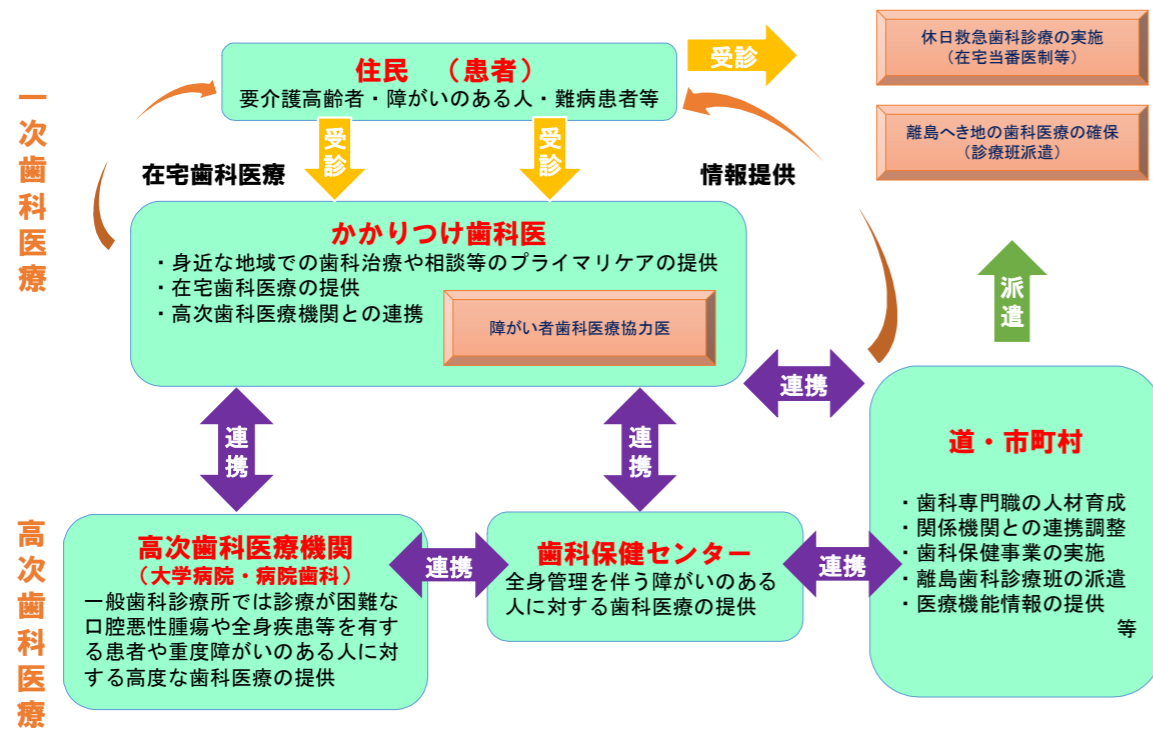
(休日救急歯科医療)

在宅当番医制等による休日救急歯科医療の確保について支援するとともに、「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した医療機関情報の提供を行います。

また、地域において歯科医療従事者が救急患者に対し適切な対応ができるよう支援します。

(歯科医療機能情報の提供)

道民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、病院歯科を含む歯科医療機関の医療機能情報をホームページ等により提供します。



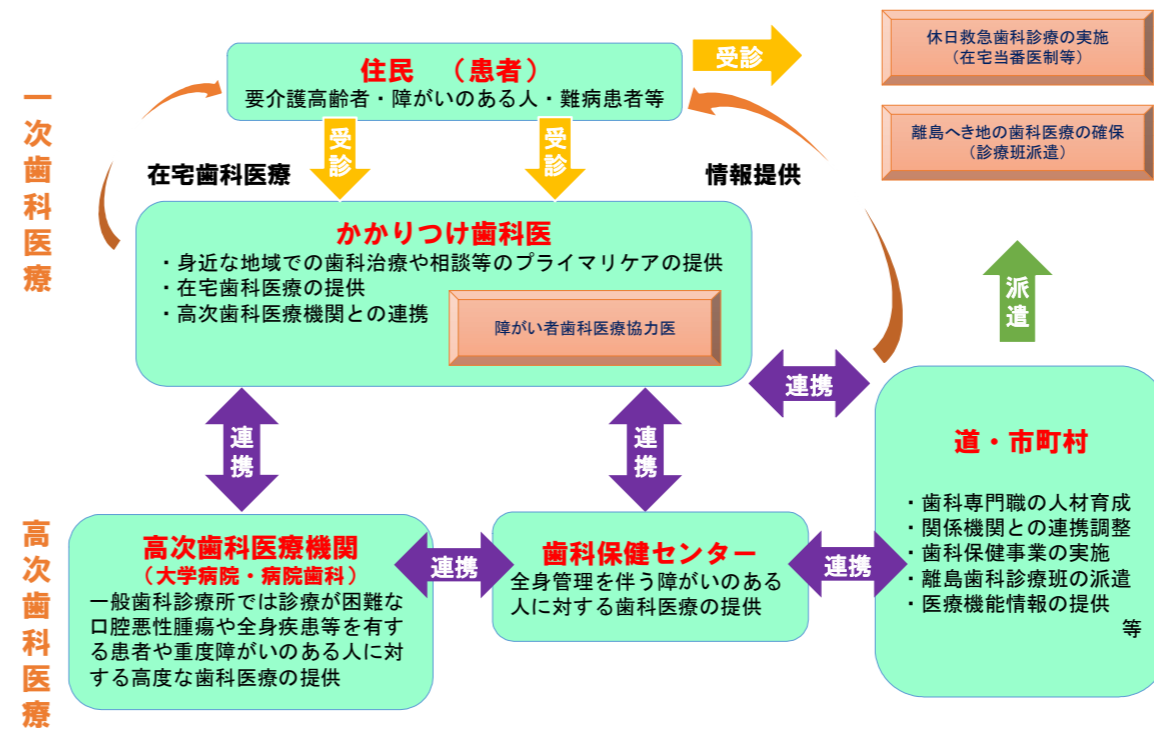
(休日救急歯科医療)

在宅当番医制等による休日救急歯科医療の確保について支援するとともに、「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した医療機関情報の提供を行います。

また、地域において歯科医療従事者が救急患者に対し適切な対応ができるよう支援します。

(歯科医療機能情報の提供)

道民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、病院歯科を含む歯科医療機関の医療機能情報をホームページ等により提供します。



第6節 今後高齢化に伴い増加する疾病等対策

現 状

- 平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、道全体の人口を年齢4区分で推計した場合、64歳以下は今後も減少傾向ですが、65歳以上人口では平成37年まで、75歳以上人口では平成42年まで増加すると見込まれており、今後も高齢化がますます進行すると推計されています。
- しかしながら、人口が横ばいで75歳以上の人口が急増する大都市、75歳以上人口の増加は穏やかであるが人口は減少する町村部等、高齢化の進行状況には大きな地域差があります。
- このような中、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るために、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めることが重要となっていますが、地域によって、取組内容に大きな相違があります。
- 本道における高齢者の肥満の割合は、65歳以上男性で38.4%、同女性で32.5%と、全国平均と比較し高い状態です。また、高齢者の1日の歩数については、65歳以上男性で5,395歩、同女性で4,915歩と、全国平均とほぼ同様の状況です。
- 口の中の細菌が増加し、それらが気管から肺に侵入（誤嚥）することで、誤嚥性肺炎の危険が高まります。特に、認知症を有する方をはじめ、要介護高齢者は複数の病気をもっていることが多く、栄養状態も良くないことから、誤嚥性肺炎などの感染症は重篤化しやすい状態にあります。

課 題

（介護予防）

- 高齢者の増加に伴い、高齢者特有の疾病等であるロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折、誤嚥性肺炎等への対策が重要です。
また、高齢者が、健康でいきいきした生活を送ることができるよう、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる居場所づくりなど、介護予防の取組を一層推進する必要があります。
- 介護予防の取組には、要支援者を対象とした予防給付や要支援状態に相当する者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域住民等の自主的な活動による取組などがあり、地域包括支援センターを中心とした関係機関が連携し、これらのサービスが、利用者の状態や意向に応じて提供される必要があります。
このため、介護予防ケアマネジメントの充実や介護予防事業に従事する職員の資質向上などに取り組み、地域の実情に応じた支援を行っていく必要があります。
また、保健・医療・福祉・介護が連携し、適切なりハビリテーションサービスを提供するため、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備を推進する必要があります。

（高齢者の健康づくり）

- 高齢期のやせや低栄養は、要介護や死亡のリスクとなるため、適正体重の維持や低栄養の回避が重要です。
- 高齢期に見られる骨や関節など運動器の障害により自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態（ロコモティブシンドローム）の予防に向けた知識の普及が必要です。

第6節 今後高齢化に伴い増加する疾病等対策

現 状

- 平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、道全体の人口を年齢4区分で推計した場合、64歳以下は今後も減少傾向ですが、65歳以上人口では平成37年まで、75歳以上人口では平成42年まで増加すると見込まれており、今後も高齢化がますます進行すると推計されています。
- しかしながら、人口が横ばいで75歳以上の人口が急増する大都市、75歳以上人口の増加は穏やかであるが人口は減少する町村部等、高齢化の進行状況には大きな地域差があります。
- このような中、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るために、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めることが重要となっていますが、地域によって、取組内容に大きな相違があります。
- 本道における高齢者の肥満の割合は、65歳以上男性で38.4%、同女性で32.5%と、全国平均と比較し高い状態です。また、高齢者の1日の歩数については、65歳以上男性で5,395歩、同女性で4,915歩と、全国平均とほぼ同様の状況です。
- 後期高齢者の増加に伴い、認知症を有する高齢者の増加も見込まれますが、認知症の人は口腔内状態（清潔保持、歯の数、咀嚼機能等）が不良であるという研究結果が報告されています。

課 題

（介護予防）

- 高齢者の増加に伴い、高齢者特有の疾病等であるロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折、誤嚥性肺炎等への対策が重要です。
また、高齢者が、健康でいきいきした生活を送ることができるよう、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる居場所づくりなど、介護予防の取組を一層推進する必要があります。
- 介護予防の取組には、要支援者を対象とした予防給付や要支援状態に相当する者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域住民等の自主的な活動による取組などがあり、地域包括支援センターを中心とした関係機関が連携し、これらのサービスが、利用者の状態や意向に応じて提供される必要があります。
このため、介護予防ケアマネジメントの充実や介護予防事業に従事する職員の資質向上などに取り組み、地域の実情に応じた支援を行っていく必要があります。
また、保健・医療・福祉・介護が連携し、適切なりハビリテーションサービスを提供するため、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備を推進する必要があります。

（高齢者の健康づくり）

- 高齢期のやせや低栄養は、要介護や死亡のリスクとなるため、適正体重の維持や低栄養の回避が重要です。
- 高齢期に見られる骨や関節など運動器の障害により自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態（ロコモティブシンドローム）の予防に向けた知識の普及が必要です。

(歯科保健医療)

- 口腔内状態の不良は、誤嚥性肺炎^{ごえん}のリスクとなります。誤嚥性肺炎は、認知症^{ごえん}を有する方をはじめ高齢者の死亡原因にもなることから、その発症を予防することが重要です。
- オーラルフレイル^{*1}は、フレイルの入り口であると考えられています。早期にオーラルフレイルに気づき、口腔機能の向上に取り組むことが重要です。

施策の方向と主な施策

(介護予防)

- 介護予防の観点からの各種活動の推進
 - ・ 市町村が実施する介護予防事業に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チーム」により、技術的な助言、支援を行うとともに、保健師、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等の専門職の派遣を行うなどして、効果的な介護予防事業が推進されるよう支援します。
 - ・ 介護予防ケアマネジメントや介護予防関連事業の従事者を対象とした研修を実施します。
 - ・ 市町村における介護予防事業の実施状況について調査、検証するとともに、効果的な先進事例について情報提供を行うなど、市町村の介護予防事業を支援します。
 - ・ 市町村において、介護予防と生活支援サービスを総合的に提供する介護予防・日常生活支援総合事業が着実に推進されるよう、先進事例の情報提供などを行います。
- 地域におけるリハビリテーション体制の整備
 - ・ 地域の関係機関等と連携し、機能訓練を必要とする高齢者などに対して適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援します。
 - ・ 市町村が取り組む高齢者に対するリハビリテーション活動を推進するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による支援を行います。

(高齢者の健康づくり)

- 高齢期の適切な体重管理やロコモティブシンドロームの予防に向け、適切な食事や運動について、普及啓発を行います。
- 介護保険施設等で適切な栄養管理が実施されるよう指導や研修会を行います。また、在宅配食事業者に対し、在宅栄養管理に関するガイドラインの普及啓発を行います。

(歯科保健医療)

- 認知症に伴う口腔内状態の不良は、誤嚥性肺炎^{ごえん}のリスクとなります。誤嚥性肺炎は、高齢者の死亡原因にもなることから、その発症を予防することが重要です。
- オーラルフレイル^{*1}は、フレイル^{*2}の前段階であると考えられています。早期にオーラルフレイルに気づき、口腔機能の向上に取り組むことが重要です。

施策の方向と主な施策

(介護予防)

- 介護予防の観点からの各種活動の推進
 - ・ 市町村が実施する介護予防事業に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チーム」により、技術的な助言、支援を行うとともに、保健師、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等の専門職の派遣を行うなどして、効果的な介護予防事業が推進されるよう支援します。
 - ・ 介護予防ケアマネジメントや介護予防関連事業の従事者を対象とした研修を実施します。
 - ・ 市町村における介護予防事業の実施状況について調査、検証するとともに、効果的な先進事例について情報提供を行うなど、市町村の介護予防事業を支援します。
 - ・ 市町村において、介護予防と生活支援サービスを総合的に提供する介護予防・日常生活支援総合事業が着実に推進されるよう、先進事例の情報提供などを行います。
- 地域におけるリハビリテーション体制の整備
 - ・ 地域の関係機関等と連携し、機能訓練を必要とする高齢者などに対して適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援します。
 - ・ 市町村が取り組む高齢者に対するリハビリテーション活動を推進するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による支援を行います。

(高齢者の健康づくり)

- 高齢期の適切な体重管理やロコモティブシンドロームの予防に向け、適切な食事や運動について、普及啓発を行います。
- 介護保険施設等で適切な栄養管理が実施されるよう指導や研修会を行います。また、在宅配食事業者に対し、在宅栄養管理に関するガイドラインの普及啓発を行います。

* 1 老化に伴う様々な口腔の状態（歯数・口腔衛生・口腔機能など）の変化に、口腔の健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象および過程。

* 1 歯や口腔の健康への関心が低下し、歯周病やむし歯を放置したり、滑舌の衰え、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品の増加など、ささいな「口の衰え」による食欲低下や食事バランス等の悪化が見られる状態。

* 2 学術的な定義は確定していないが、「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書では、「加齢とともに、心身の活力運動機能や認知機能等」が低下し、複数の慢性疾患の並存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義している。（平成27年度厚生労働科学研究特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書より引用）

(歯科保健医療)

- 口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、口腔ケアが重要であることの普及啓発を行います。
また、認知症を有する方をはじめ高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎を予防するため、口腔衛生管理・口腔機能管理に関わる歯科医療従事者の認知症への対応力向上に取り組みます。
- オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。
また、高齢者の自立支援と介護予防に資するケアマネジメントの実施を支援するため、口腔の観点から専門的助言を行う歯科医療従事者を養成し、地域ケア会議等の場への参画を促進します。

(歯科保健医療)

- 口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、口腔ケアが重要であることの普及啓発を行います。
また、認知症高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎を予防するため、専門的口腔ケアに関わる歯科医療従事者の認知症への対応力向上に取り組みます。
- オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。
また、高齢者の自立支援と介護予防に資するケアマネジメントの実施を支援するため、地域ケア会議等の場において、口腔の観点から専門的助言を行う歯科医療従事者の養成を行います。